

マイナンバー制度開始後の介護保険の手続

合志市役所 高齢者支援課

本人確認書類について

平成28年1月からのマイナンバー制度開始に伴い、マイナンバーが必要な手続では、成りすまし等の不正行為を防止するために、本人確認の実施が義務づけられています。

そのため、介護保険の手続の際には「被保険者本人の番号確認書類」と「被保険者本人又は代理人の確認書類」が必要になります。

被保険者本人による手続の場合

被保険者本人による手続の場合は「本人の番号」「本人の確認」の2つを確認する必要があります。次の表により必要書類をご用意ください。

	本人の番号確認書類	本人の確認書類
個人番号カードを持っている場合	・個人番号カード	
個人番号カードを持っていない場合	・個人番号の記載のある住民票の写し 又は、 ・通知カード ※通知カードは令和2年5月25日以降に転居等があると、証明書類として使用できません。	・顔写真がある書類の場合は <u>1点</u> (例) 運転免許証 パスポート 身体障害者手帳 など ・顔写真がない書類の場合は <u>2点</u> (例) 介護保険証 医療保険証 年金手帳 など

次面の「代理人による手続」についてもご覧ください。

合志市役所 高齢者支援課 (電話番号) 096-248-1102

代理人による手続の場合

代理人による手続の場合は「代理権」「被保険者本人の番号」「代理人の確認」の3つを確認する必要があります。次の表により必要書類をご用意ください。

	代理権、本人の番号確認及び代理人の確認書類
代理権確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理人の場合は<u>委任状</u> ※委任状記入が困難な場合は、<u>被保険者本人の介護保険証</u>を提示してください。 ・ 成年後見人等の場合は<u>登記事項証明書等</u>
<u>被保険者本人の番号</u> 確認	<p>次の<u>いずれか1点</u>を代理人に渡してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号カード（写し可） ・ 個人番号の記載のある住民票の写し ・ 通知カード（写し可） <p>※通知カードは令和2年5月25日以降に転居等があると、証明書類として使用できません。</p>
<u>代理人の確認</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顔写真がある書類の場合は<u>1点</u> （例）個人番号カード 運転免許証 パスポート 身体障害者手帳 居宅介護支援専門員証 など ・ 顔写真がない書類の場合は<u>2点</u> （例）介護保険証 医療保険証 年金手帳 など